

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷羽生線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
加須市串作字川北一七九番二地先から 同市串作字砂原六六番一地先まで		区 間
一一・六〇〽 一三・一〇	一〇・八〇〽 一一・八〇	敷地の幅員 (メートル)
六六・八〇		延 長 (メートル)
		備 考